

議案第40号

幕別町総合介護条例の一部を改正する条例

幕別町総合介護条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「24,300円」を「19,400円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「24,300円」とあるのは、「34,000円」を「19,400円」とあるのは、「25,900円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「24,300円」とあるのは、「46,900円」を「19,400円」とあるのは、「45,300円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の幕別町総合介護条例第7条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。